

まちの話題



荒尾市民の力、ここに結集！今年も勝利

～第20回県堺大綱引き大会～

11月7日（日）、国道389号線県境特設会場で県堺大綱引き大会が開催されました。平成3年にスタートした大会は今年で20回目になります。300人対300人で行われた大綱引きは、荒尾市が先に2勝し勝利しました。対戦成績はこれで荒尾市の11勝、大牟田市の9勝で荒尾市が勝ち越しています。そのほかの女綱引きと子ども綱引きの高学年は大牟田市が勝利、子ども綱引き低学年は荒尾市が勝利しました。大綱引きと女綱引きで使用された大綱は長さ400メートルで重さ5.2トンあり、持ち上げるのも一苦労の巨大さです。荒尾市側では荒尾太鼓も加



2



3

わり、観客も一体となってヨイショと声をかけて盛り上げていました。また、荒尾市と大牟田市は、万田坑と宮原坑などの炭鉱の産業遺産で共に世界遺産登録を目指しています。会場では炭鉱のパネルも展示され、今大会で両市の協力体制はより強力なものになりました。

1 大綱引き。市民の元気が結集し、大綱を勝利を引き寄せました。
2 女綱引き。女性消防団員も大奮闘。
3 子どもの綱引き。未来を担う荒尾っ子の気合いを見よう！

地域活動に積極的に参加 優良子ども会表彰

～牛水下水道子ども会～

10月31日（日）、八代市鏡文化センターで行われた第48回熊本県子ども会大会で、牛水下水道子ども会（前田会長）が優良子ども会として表彰されました。牛水下水道子ども会は、現在会員は、子どもが16人、育成者（大人）が22人。神社など地域での清掃ボランティア活動をはじめ、グラウンドゴルフ大会など地域のさまざまな行事に積極的に参加し、よりよい地域づくりに貢献したことが認められました。今後の更なる活躍に期待します。



④前田椎菜さん ⑤元松志保さん（2人とも清里小学校4年生）

特別納税窓口を開設します

12月は納税推進月間です

【夜間、祝日・休日の特別納税窓口開設!】

皆さんが納税しやすいよう次の日程で夜間、祝日・休日の納税窓口を開設します。

同時に納税相談も受け付けますので、ぜひご利用ください。

●平日の夜間納税窓口(午後5時15分～午後8時)

12月2日(木)・7日(火)・9日(木)

12月13日(月)～12月27日(月)

●祝日・休日の納税窓口(午前8時30分～午後5時15分)

12月18日(土)・19日(日)・23日(木)・25日(土)・26日(日)

●受付窓口 収納課⑧番窓口

●対象税目 市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

【納税相談!】

納期限までに納付されないと、本税のほかに督促手数料や延滞金が増算されるとともに、滞納処分が行われることとなります。

収納課では納付方法などの相談を受けていますので、ぜひお早めにご相談ください。

問 収納課 ☎63・1353、☎63・1362

エルタックスを利用した地方税の電子申告の受け付けが始まります

荒尾市では、12月20日(月)

から、エルタックスを利用した電子申告の受付を開始します。エルタックス(地方税ポータルシステム)とは、地方税に関する手続き(申請・届出)をインターネットを使って電子的に行うシステムです。これにより、従来は紙で行っていた地方税の申告や届出を自宅やオフィス、税理士事務所などのパソコンからインターネットを利用して手続きを行うことができます。

●利用できる手続き

【市県民税】給与支払報告書の提出、特別徴収に係る給与所得者異動届、普通徴収から特別徴収への切替申請、特別徴収義務者の所在地・名称変更届、【法人市県民税】法人市県民税の申告、法人設立・設置届、法人異動届、【固定資産税】償却資産申告

●利用方法・問い合わせ

電子申告を利用するための電子証明書の取得、利用届出などの詳しい内容や手

続きについてはeLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。 (注)地方税電子化協議会へおたずねください。

●サポートデスク

☎0570・081459(全国一律市内通話料金)、IP電話☎03・5339・6701(通常通話料金)

問 税務課☎63・1342

個人事業主の皆さん、消費税の届出書の提出はお済みですか?

現在、消費税の免税事業者で、平成21年分の所得税の確定申告などで、消費税の課税売上高が1千万円を超えた人は、平成23年分は消費税の課税事業者となります。「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、平成23年分が課税事業者となる人で、新たに簡易課税制度の適用を受けようとする人(平成21年分の消費税の課税売上高が5千万円以下の人に限る)は、「消費税簡易課税制度選

択届出書」を平成22年12月31日までに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、簡易課税制度の適用を受けた人は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ、この適用をやめることはできません。

災害その他やむを得ない理由が生じたことで被害を受けた課税事業者が、その被害によって簡易課税制度の適用を変更する必要が生じた場合で税務署長の承認を受けたときは、2年間の継続適用の規定にかかわらず簡易課税制度の選択を定める(または選択する)ことができます。

平成22年度の税制改正で、「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出ができない場合がありますので、詳しくはおたずねください。

問 玉名税務署 ☎72・2125 ※自動音声案内

